

「武力紛争における人権」の概念

—1960年代後半の国連における議論の位置付け—

高 嶋 陽 子

目次

- I はじめに
- II 議論背景—1968年テヘラン国際人権会議
 - 1 会議概要及び成果
 - 2 決議23「武力紛争における人権」の内実
- III 受容—1968年国連総会決議2444 (XXIII)
 - 1 決議23の受容
 - 2 決議2444の位置付け及び意義
- IV 展開—2つの国連事務総長報告書
 - 1 1969年事務総長報告書 (A/7720)
 - 2 1970年事務総長報告書 (A/8052)
 - 3 事務総長報告書の批判的考察
- V おわりに

I はじめに

武力紛争における国際人権法と国際人道法の間をめぐる議論は、1968年テヘラン国際人権会議決議23¹及び同年の国連総会決議2444 (XXIII)²を

1 “XXIII. Human rights in armed conflicts,” adopted on 12 May 1968, in “Final Act of the International Conference on Human Rights,” Teheran, 22 April to 13 May 1968, U. N. Doc. A/CONF. 32/41 (1968), p. 18.

2 “Respect for human rights in armed conflicts,” U.N. Doc. A/RES/2444 (XXIII) (1968).

主な契機として、1960年代後半から展開されてきたとの説明がしばしばなされている。

例えば、寺谷教授によれば、「武力紛争法ないし国際人道法として知られる法規範と国際人権法の関係が本格的に問題になり始めたのは、1968年のテヘラン世界人権会議のときだった」³とし、同会議では「内戦が世界的に重要な課題となっていること、しかしそれに対する法規制が49年ジュネーブ諸条約共通第3条などごく限られているという状況を前に、新たにできあがった人権条約の活用の可能性を研究するように決議23（「武力紛争における人権」）が採択される」⁴として、1968年テヘラン国際人権会議の際に国際人権法と国際人道法の関係が問題となり始め、また同会議決議23「武力紛争における人権」では武力紛争時の「人権条約」の活用可能性が問題となったとしている⁵。

また、松葉によれば、1968年テヘラン国際人権会議は、「国連が、武力紛争時にも人権法を適用することを初めて認め、また武力紛争法のさらなる発展に関心を示したという点で、重要な転換点となる会議であった」⁶とし、同様に、概説書の一節において坂元教授も、1968年テヘラン国際人権会議は、「国連が、武力紛争時にも国際人権法の適用を初めて認めたという点で画期となる会議であった」と述べており、同会議において武力紛争時の「国際人権法」の適用が国連によって初めて認められたとしている⁷。

3 寺谷広司「人道・人権の理念と構造転換論—人道法は人権法の特別法か」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』（東信堂、2004年）213頁。

4 同上。

5 寺谷広司「断片化問題の応答としての個人基底的立憲主義—国際人権法と国際人道法の関係を中心に—」『世界法年報』第28号（2009年）44-45頁。

6 松葉真美「国際人道法と国際人権法の相互作用—人道法は人権法に優先するのか—」『レファレンス』平成20年7月号（2008年）48頁。Cf. Adam Roberts, "Transformative Military Occupation: Applying the Laws of War and Human Rights," *American Journal of International Law*, Vol. 100, No. 3 (2006), p. 591.

上述した先行研究が示すように、1968年テヘラン国際人権会議を契機として国際人権法と国際人道法の関係が問題となり始め、また同会議決議23を以て武力紛争時の「国際人権法」の活用可能性ないし適用が初めて国連によって認められたとの認識が定着しつつある一方で、かかる1960年代後半の国連における議論を詳細に研究したものは管見の限りほとんど存在していない。実際に、1960年代後半の国連における「武力紛争における人権」に関する議論では、どのような形で国際人権法と国際人道法の関係が問題となったのであろうか。また、いかなる文脈において武力紛争における国際人権法の適用可能性をめぐる議論が展開されていたのであろうか。

以上の問題関心の下で、本稿は、1960年代後半から国連の場で展開された「武力紛争における人権 (Human rights in armed conflicts)」に関する議論を整理し、同議論に関する「国際人権法」と「国際人道法」の概念上の混乱を指摘した上で、現代国際法における国際人権法と国際人道法の関係の議論の起源と射程を明らかにすることを目的とするものである。

本稿の構成としては、まず、1968年のテヘラン国際人権会議と同会議で採択された決議23「武力紛争における人権」を検討し、議論の起源がいかなる内実を帯びたものであったかを明らかにする(Ⅱ)。次に、決議23を受けて同年に採択された国連総会決議2444の位置付けと意義を確認した上で(Ⅲ)、1969年及び1970年の2つの国連事務総長報告書(A/7720及びA/8052)における議論の実態を明らかにする(Ⅳ)。

7 坂元茂樹「武力紛争における人権を考える」芹田健太郎・薬師寺公夫・同著『ブリッジブック国際人権法』(信山社, 2008年)114頁。

II 議論背景—1968年テヘラン国際人権会議

1 会議概要及び成果

(1) 背景と目的

世界人権宣言の20周年を記念して、国連総会の決定の下⁸、1968年4月22日から5月13日までの間、イラン政府の招聘を受けて、同国テヘランに於いて「人権に関する国際会議 (International Conference on Human Rights)」(以下、テヘラン国際人権会議)が開催された⁹。同会議には、計84カ国からの政府代表団の他、国連機関・地域的国際機関からの代理人らが多数出席し、また一部の非政府組織 (NGO) にもオブザーバーとしての出席が認められていた¹⁰。

国連総会によれば、テヘラン国際人権会議を開催する目的は、「世界人権宣言に含まれる諸原則をいっそう促進させ、政治的・市民的・経済的・社会的及び文化的諸権利を発展させ保障し、且つ、人種・皮膚の色・性・言語又は宗教に基づくすべての差別と人権並びに基本的自由の否定を終了させ、とくにアパルトヘイトの撤廃を可能にする」ことであるとされている

8 U.N. Doc. A/RES/2081 (XX) (1965). 国連総会は、世界人権宣言20周年目にあたる1968年を「国際人権年 (International Year for Human Rights)」として指定している。U.N. Doc. A/RES/1961 (XVIII) (1963).

9 U.N. Doc. A/CONF. 32/41, *supra* note 1, "Organization of the Conference," pp. 1-3.

10 *Ibid.*, p. 2; "Annex I, List of Participants," pp. 21-33. 1968年テヘラン国際人権会議には、日本からは次の7名が出席している。H. E. Mr. Atushi Uyama (Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary to Iran, Head of the Delegation), Mrs. Ai Kume (President, Woman's Bar Association of Japan), Mr. Masami Ohta (Counsellor, Embassy of Japan), Mr. Takaichi Tsujimoto (Chief, General Affairs Section, Civil Liberties Bureau, Ministry of Justice), Mrs. Hisami Kurokochi (Secretary, Ministry of Foreign Affairs), Mr. Akira Nagasaka (Second Secretary, Embassy of Japan), and Mr. Yasuhiro Hamada (Third Secretary, Permanent Mission of Japan to the United Nations).

た¹¹。より具体的には、(a) 世界人権宣言採択以降の人権分野における発展を再検討し、(b) 人権分野、とりわけ人種差別撤廃及びアパルトヘイト政策に対する国連の対応の実効性を評価し、(c) さらになる対応策を案出することが意図されていた¹²。

伝統的な国際法秩序の下では、人権の保障は、少数民族の保護や外国人の待遇などの一部の例外を除いては、基本的には国内管轄事項とされ、各主権国家の国内法に委ねられていた。しかしながら、第二次世界大戦、とりわけナチスによるホロコーストの残虐性を経験したことなどから、従来は国内問題として捉えられてきた人権は、国際的保障への高まる関心の下で著しい発展をみせていたといえる。

例えば、1966年国連第21回総会にて採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)¹³及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)¹⁴は、現存する国際人権条約の中で最も一般的かつ普遍的な人権条約であり、それらでは世界人権宣言が法的拘束力をもつ実定法として具体化されるに至っている。

他にも、人権に関する多数国間条約として、1951年「難民の地位に関する条約」¹⁵や1965年「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」¹⁶などがこうした時期に相次いで採択されていることから、人権問題への関心の高さが表れている。

11 *Ibid.*, p. 1; U.N. Doc. A/RES/2081 (XX) (1965), *supra* note 8.

12 *Ibid.*

13 International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights (ICESCR), *United Nations Treaty Series*, Vol. 993, p. 3 (No. 14531).

14 International Covenant on Civil and Political Rights (ICCPR), *United Nations Treaty Series*, Vol. 999, p. 171 (No. 14668).

15 Convention relating to the Status of Refugees, *United Nations Treaty Series*, Vol. 189, p. 137 (No. 2545).

16 International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (CERD), *United Nations Treaty Series*, Vol. 660, p. 195 (No. 9464).

また、人権に関する国連決議として、例えば1967年の経済社会理事会決議1235 (XLII) 「すべての国、とくに植民地その他の従属国及び地域における、人種差別及び隔離政策並びにアパルトヘイト政策を含む人権及び基本的自由の侵害の問題」¹⁷からは、当時の南西アフリカ（現在、ナミビア）地域で実施されたアパルトヘイト政策や、南ローデシアにおける人種差別の問題への対応が、とりわけ喫緊の課題として認識されていたことがうかがえる。

(2) 「テヘラン宣言」と諸決議

以上のような背景と目的の下で開催された1968年テヘラン国際人権会議では、その成果として「テヘラン宣言 (Proclamation of Teheran)」¹⁸の他、全29の決議の採択が行われた¹⁹。

まず、テヘラン宣言では、同会議開催の趣旨を踏まえて、全19の宣言が明記されている²⁰。宣言の具体的内容は、人権の実施、アパルトヘイト、人種差別撤廃、経済格差の是正、人権の不可分性、識字率の向上、女子差別撤廃、軍縮など広範な分野に及んでいる²¹。加えて、同宣言は、「1. 世界人権宣言、及び同分野のその他国際文書の諸原則における信念を確認し」、「2. あらゆる人民及びあらゆる政府に対して、世界人権宣言が掲げる諸原則に献身し、自由及び尊厳と調和し、身体的、精神的、社会的及び霊的福祉をもたらすような生活を、すべての人間に与えるための努力を倍加するように求める」としている²²。

17 ECOSOC Res. 1235 (XLII); U.N. Doc. E/4393 (1967).

18 U.N. Doc. A/CONF. 32/41 (1968), *supra* note 1, "Proclamation of Teheran," pp. 3-5.

19 *Ibid.*, "Resolutions adopted by the Conference," pp. 5-20.

20 *Ibid.*, pp. 3-5.

21 *Ibid.*

22 *Ibid.*

また、同会議において採択された諸決議は順に、以下の通りである²³。

- ・決議1 「占領地域における人権の尊重及び実施」
- ・決議2 「ナチス及び人種偏見に対する措置」
- ・決議3 「あらゆる形態の人種差別及びアパルトヘイトに対する措置」
- ・決議4 「人種体制に反対する者の待遇」
- ・決議5 「雇用における非差別原則の遵守」
- ・決議6 「あらゆる形態の人種差別を撤廃するための措置」
- ・決議7 「人種差別に関する新たな追加的な国連プログラムの設置」
- ・決議8 「自決権の普遍的認識の重要性」
- ・決議9 「女性の権利促進のための措置」
- ・決議10 「人権侵害を扱う機関のためのモデル手続規則」
- ・決議11 「人権と科学的技術的發展」
- ・決議12 「識字力のない者」
- ・決議13 「国連難民高等弁務官との協力」
- ・決議14 「拘留者の権利」
- ・決議15 「国連児童基金」
- ・決議16 「軍縮」
- ・決議17 「経済發展と人権」
- ・決議18 「家族計画の人権的側面」
- ・決議19 「法的救済」
- ・決議20 「若者の教育」
- ・決議21 「経済的・社会的・文化的権利の認識」
- ・決議22 「人権に関する国際文書の国家による普遍的受諾」
- ・決議23 「武力紛争における人権」
- ・決議24 「人種差別を撤廃するための国際人権年の行動」
- ・決議25 「世界人権宣言の周知」
- ・決議26 「権限ある国連諸機関に対して会議で提出された決議案及び修正の伝達」
- ・決議27 「国際人権会議の代理人の信任状」
- ・決議28 「あらゆる形態の人種差別及びアパルトヘイトに対する措置」
- ・決議29 「会議の最終文書及び報告書の採択」

以上の29の諸決議においては、先述の会議開催の目的と同様に、人種差

23 *Ibid.*, pp. 5-20.

別撤廃及びアパルトヘイト政策等が主要な課題として検討されており、それらに対する国連の対応が図られている。その他にも、自決権等を含むその他の人権をめぐる広範な内容が議論対象となっていた。

2 決議23「武力紛争における人権」の内実

(1) 決議23の内容

上述の決議の中の一つである決議23は、「武力紛争における人権 (Human rights in armed conflicts)」と題されていることから²⁴、国連が武力紛争における「人権法」の活用可能性ないし適用を初めて認めたものであるとの認識が示されることがある²⁵。それでは、実際に決議23ではどのような内容が扱われていたのだろうか。同決議の全文は以下の通りである。

「XXIII 武力紛争における人権

国際人権会議は、

平和は人権の完全な遵守のための根本条件であり、且つ、戦争はその否定であることを考慮し、

国際連合組織の目的が、あらゆる紛争を防止し、紛争の平和的解決のために効果的な制度を創設することにあると確信し、

それにもかかわらず武力紛争がいまだ人類を苦しめ続けていることに着目し、

また、武力紛争における虐殺、即時処刑、拷問、捕虜の非人道的取扱、文民の殺害を含む、現代の広範な暴行及び蛮行、並びに、ナパーム弾を含む化学的・生物学的戦闘手段の使用が、人権を侵害し、それに対する蛮行の危険を生じさせることを考慮し、

武力紛争の間でさえも、人道諸原則が優位しなければならないことを確信し、

1899年及び1907年ハーグ条約の諸規定が、一定の戦闘方法の使用を禁止し又は制限する法典の準備における単なる第一歩と意図されていたこと、並びに、それが現代の戦闘の手段及び方法が存在していなかった時期に採択されたものであることに

24 *Ibid.*, “XXIII. Human rights in armed conflicts,” p. 18.

25 例えば、寺谷「前掲論文」(注3)、213頁、寺谷「前掲論文」(注5)44-45頁、松葉「前掲論文」(注6)48頁、坂元『前掲書』(注7)114頁。

留意し、

『窒息性、毒性又はその他のガス及びすべての類似の液体、材料又は考案』の使用を禁止する1925年ジュネーヴ議定書の諸規定が、普遍的に受諾又は適用されておらず、また現代の発展に照らして改定する必要があることを考慮し、

さらに、1949年赤十字ジュネーヴ諸条約がその範囲にあらゆる武力紛争を含むほどに十分広くないことを考慮し、

赤十字ジュネーヴ諸条約の締約国が、たとえ自国が武力紛争に直接関与しない場合であっても、あらゆる場合に他国によるこれらの人道諸規則の尊重を確保するための措置をとるべき責任を、時に理解しないことに留意し、

また、国際連合の決定と世界人権宣言の諸原則の遵守を拒否する少数民族差別体制又は植民地体制が、かかる体制に対して闘う人民の処刑や非人道的取扱を頻繁に行っていることに留意し、且つ、かかる人民が、非人道的又は残虐な取扱から保護されるべきであり、また、かかる人民が捕えられた場合には、国際法上の捕虜又は政治犯罪人として取扱われるべきことを考慮して、

1 総会が事務総長に対して次の研究を求めるよう要請する。

(a) あらゆる武力紛争における現存の国際人道諸条約及び諸規則の適用確保のために執りうる措置

(b) あらゆる武力紛争における文民、捕虜及び戦闘員の保護並びに特定の戦闘手段及び方法の禁止及び制限の確保のための国際人道諸条約の追加又は現存の諸条約の改定の必要性

2 事務総長は、赤十字国際委員会と協議の後、当該主題に関する国際法の現存の諸規則についてすべての国連加盟国の注意を喚起し、且つ、かかる加盟国に、武力紛争に関する国際法の新たな規則の採択までの間は、あらゆる武力紛争において住民及び交戦者が『文明国ノ間に存在スル慣習、人道ノ法則及公共良心ノ要求ヨリ生スル国際法ノ原則』に従って保護されることを確保することを求めるよう要請する。

3 1899年と1907年ハーグ条約、1925年ジュネーヴ議定書及び1949年諸条約のすべての非締約国は、締約国となるよう求める。²⁶

以上のように、決議23では、その前文において「平和は人権の完全な遵守のための根本条件であり、且つ、戦争はその否定である。」ことや、「武力紛争の間でさえも、人道諸原則が優位しなければならない」ことが確認されている²⁷。そして具体的には、国連総会、事務総長、加盟国に対して、

26 U.N. Doc. A/CONF. 32/41 (1968), *supra* note 1, p. 18.

3つの要請がなされていることがわかる²⁸。それでは、同決議23は、どのような要請を行ったのか。また、同決議では、武力紛争における「人権法」の適用を認めているのだろうか。

(2) 決議23の検討及び位置付け

決議23では、国連総会、事務総長、加盟国に対して、それぞれ次の要請がなされている²⁹。

第一は、国連総会が事務総長に対して、「(a) あらゆる武力紛争における現存の国際人道諸条約及び諸規則の適用確保のために執りうる措置」及び「(b) あらゆる武力紛争における文民、捕虜及び戦闘員の保護並びに特定の戦闘手段及び方法の禁止及び制限の確保のための国際人道諸条約の追加又は現存の諸条約の改定の必要性」の研究を求めるよう要請するものである。すなわち、決議23では、国連総会が事務総長に対して、現存の「国際人道法」の履行確保や改定の必要性についての研究を求めるよう要請がなされており、人権法は問題とされていなかった。

第二は、事務総長が、赤十字国際委員会と協議の後、当該主題に関する現存の国際法への注意喚起を行い、新たな武力紛争法の採択までの間は、戦争の法規慣例の遵守を求めるよう要請することである。

第三は、1899年及び1907年のハーグ条約、1925年ジュネーブ議定書及び1949年諸条約のすべての非締約国は、締約国となることである。

以上のように、1968年テヘラン国際人権会議の決議23「武力紛争における人権」で要請されていたのは、武力紛争における「国際人道法」の履行確保や改定の問題であり、「人権法」ではなかった。従って、同決議23を以て国連が初めて武力紛争時の「人権法」の適用を認めたとするのは厳密

27 *Ibid.*

28 *Ibid.*

29 *Ibid.*

には誤りであると考えられる。

たしかに、国連が用いた「武力紛争における人権」という表題が、あたかも武力紛争と「人権法」を関連付けたような印象を与え概念上の混乱を生じさせたことは否めないが³⁰、その内実は、国連が「国際人道法」の履行確保や追加の条約作成、又は改定の必要性を要請したものであると位置付けることができる。同会議では、国連が武力紛争におけるハーグ法及びジュネーヴ法の双方のさらなる発展について公式の関心を示しており、その点では国際人道法にとって重要な転機であったことは言うまでもない。しかしながら、1968年テヘラン国際人権会議決議23においては、武力紛争における「人権法」の適用や「国際人権法と国際人道法の関係」については何ら述べられていないのである。

興味深いことに、決議23ではなく、決議1「占領地域における人権の尊重及び実施」においては、イスラエルに対して世界人権宣言と1949年ジュネーヴ諸条約の双方を適用するよう要請がなされている³¹。1968年テヘラン国際人権会議開催の背景には、第3次中東戦争（イスラエル・アラブ紛争）などの極めて緊迫した国際情勢が存在しており、かかる事態に対する国連の対応という観点からも、当時多くの注目を集めていたものと思われる。

もっとも、決議1で言及されているのは世界人権宣言であって法的拘束力を有する人権条約とは異なること、また、明示的に「人権」が国際人道法と関連して扱われた最初の国連文書は、イスラエル・アラブ紛争に関する1967年6月14日の安保理決議237³²であるとの見解も存在していること

30 この点を指摘するものとして、K. D. Suter, "An Enquiry into the Meaning of the Phrase 'Human Rights in Armed Conflict'," *Revue de Droit Pénal Militaire et de Droit de la Guerre*, Vol. 15, No. 3-4 (1976), p. 421; 藤田久一『国際人道法〔増補版〕』（有信堂高文社、2003年）4頁。

31 U.N. Doc. A/CONF. 32/41 (1968), *supra* note 1, "I. Respect for and implementation of human rights in occupied territories," p. 5.

からも³³、同決議1を以て初めて武力紛争時の人権ないし人権法が問題となったとするのも厳密には正確ではないだろう。

Ⅲ 受容—1968年国連総会決議2444 (XXIII)

1 決議23の受容

上述の1968年テヘラン国際人権会議における決議23「武力紛争における人権」を受けて、国連総会は同年12月19日に決議2444 (XXIII)「武力紛争における人権の尊重 (Respect for human rights in armed conflicts)」を採択することで、先述の要請に応えることとなった³⁴。同決議の全文は以下の通りである。

「2444 (XXIII) 武力紛争における人権の尊重

総会は、

あらゆる武力紛争において、基本的人道諸原則を適用する必要を認め、

国際人権会議が1968年5月12日に採択した武力紛争における人権に関する決議23に留意し、

同決議の諸規定が可能な限り早く効果的に実施される必要があることを確認し、

1 1965年にウィーンで開催された第20回赤十字国際会議の決議28を確認する。

同決議は、次の諸原則を武力紛争中の行動について責任を負うすべての政府及びその他の当局が守るべきことを規定している。すなわち、

(a) 紛争当事者が害敵手段を選択する権利は無制限ではないこと

32 U.N. Doc. S/RES/237 (1967). “...*Considering* that essential and inalienable human rights should be respected even during the vicissitudes of war, *Considering* that all the obligations of the Geneva Convention relative to the Treatment of Prisoners of War of 12 August 1949 should be complied with by the parties involved in the conflict...” (下線筆者)。

33 H. Meyrowitz, «Le Droit de la Guerre et les Droits de l’Homme,» *Revue de Droit Public et de la Science Politique en France et a l’Etranger*, Tome. 88 (1972), pp. 1060–1061.

34 U.N. Doc. A/RES/2444 (XXIII) (1968), *supra* note 2.

- (b) 文民住民に対する攻撃は禁止されていること
 - (c) 敵対行為に参加する者と文民住民の間の区別は、後者ができる限り被害を免れるように、あらゆる場合になされなければならないこと。
- 2 事務総長に対して、赤十字国際委員会及びその他の適当な国際組織と協議し、次の事項を研究するよう要請する。
 - (a) あらゆる武力紛争における現存の国際人道諸条約及び諸規則の適用確保のために執りうる措置
 - (b) あらゆる武力紛争における文民、捕虜及び戦闘員の保護並びに特定の戦闘手段及び方法の禁止及び制限の確保のための国際人道諸条約の追加又は現存の諸条約の改定の必要性
 - 3 事務総長に対して、本決議の規定に効果を与えるために必要な一切の他の措置をとり、かかる措置について総会第24会期へ報告するよう要請する。
 - 4 さらに、加盟国に対して、上記の2で要請された研究の準備にあたって事務総長にあらゆる可能な援助を与えるように要請する。
 - 5 1899年及び1907年ハーグ条約、1925年ジュネーブ議定書及び1949年諸条約のすべての非締約国は、締約国となるよう求める。³⁵

2 決議2444の位置付け及び意義

それでは、国連総会決議2444において、決議23における3つの要請がどのように反映されたのだろうか。また、実際に事務総長に対していかなる要請を行ったのだろうか。国連総会は、決議2444において、あらゆる武力紛争における国際人道法の適用確保の必要性や、決議23に言及した後、具体的には次の5つの項目を確認又は要請している。

第一は、1965年にウィーンで開催された第20回赤十字国際会議の決議28 (XXVIII) を確認することである。この決議28とは、「無差別兵器の危険からの文民住民の保護 (Protection of Civilian Populations against the Dangers of Indiscriminate Warfare)」であり、同決議では、すべての政府及び武力紛争時の戦闘に責任を負うすべての当局が最低限遵守すべき4つの原則 (①紛争当事者が害敵手段を選択する権利は無制限ではない、②文民住民に対する攻撃は禁止されている、③敵対行為に参加する者と文民住

35 *Ibid.*

民の間の区別は、後者ができる限り被害を免れるように、あらゆる場合になされなければならない、④戦争法の一般原則は、核兵器及び類似兵器に適用されること)が宣言されている³⁶。国連総会決議2444では、この決議28の①②③がそのまま採用されていることがわかる。

第20回赤十字国際会議の開催当時にはベトナム戦争があり、枯葉剤使用の無差別性や、ゲリラ戦の非対称性などをめぐって、既存の国際人道法での対応が困難な状況が存在していた。赤十字国際委員会は、逸早くこの問題に取り組み、1956年には「戦時に文民住民の蒙る危険を制限するための規則案 (Draft Rules of the Limitation of the Dangers Incurred by the Civilian Population in Time of War)」³⁷を発表していたが、これに対して当時多くの国家政府の関心は薄かったとされている³⁸。

第二次世界大戦後、戦争違法化がなされた国連体制下の国際秩序において、赤十字国際委員会の主導の下での戦争や武力紛争を規律する法規則の発展は停滞の傾向にあった。なぜなら、戦争や武力行使が現行法の下で違法とされる以上、かかる行為の存在を前提とする法秩序である従来の戦争法はもはや不必要であるとの観念が存在していたからである。若干の国際法学者からは戦争法の改定の必要性や問題点が指摘されていたが³⁹、当時

36 Resolution XXVIII "Protection of Civilian Populations against the Dangers of Indiscriminate Warfare," XXth International Conference of the Red Cross, Vienna, 2-9 October 1965, in ICRC, *International Review of the Red Cross*, Fifth Year, No. 56 (November, 1965), pp. 588-590.

37 "Draft Rules of the Limitation of the Dangers Incurred by the Civilian Population in Time of War," reprinted in D. Schindler and J. Toman, *The Laws of Armed Conflict*, 3rd edition (Dordrecht: Nijhoff, 1988), p. 251. 同規則案についての我が国における詳細な研究としては、榎本重治「赤十字国際委員会が作成した『戦時において一般住民が被る危険の制限に関する規則案』(1956年)」「国際法外交雑誌」第56巻第3号(1957年)298-322頁、竹本正幸「戦時一般住民の蒙る危険を制限するための規則案—その成立とその後の展開について—」『京都府立大学学術報告・人文』第19号(1967年)100-119頁。

38 藤田『前掲書』(注30)27, 30-31頁。

の国際社会では戦後の軍事裁判等を除く他は一般的な形で戦争法をとりあげ検討する努力は殆どなされなかった⁴⁰。こうした経緯に鑑みれば、国連総会決議2444において国連が赤十字国際会議決議の内容を採り入れ、加盟国が国際人道法の再検討の必要性について一定の認識を示したことは、重要な契機であったと思われる。

第二は、テヘラン国際人権会議決議23の1(a)(b)及び2と同様の内容であり、国連事務総長に対して、赤十字国際委員会及びその他の適当な国際組織と協議し、現存の国際人道法の履行確保や改定の必要性について研究するよう要請がなされている。この点について、竹本教授によれば、国連総会決議2444は、国連による戦争法の研究が初めて公式に宣言され開始されたものであり、国連史上も画期的意義をもつ決議であるとの評価がなされている⁴¹。

第三と第四は、国連総会決議2444の実施のために必要な要請を国連事務総長と加盟国らに対して行ったものであり、また第五は、テヘラン国際人権会議決議23の3と同様の内容である。

以上のように、国連総会決議2444 (XXIII)「武力紛争における人権の尊重」で確認又は要請されたのは、武力紛争における「人権法」の問題ではなく、武力紛争における「国際人道法」の履行確保や改定の問題であったことは明白である。

39 J. L. Kunz, "The Chaotic Status of the Laws of War and the Urgent Necessity for Their Revision," *American Journal of International Law*, Vol. 45, No. 1 (1951), pp. 37-61; H. Lauterpacht, "The Problem of the Revision of the Law of War," *British Yearbook of International Law*, Vol. 29 (1952), pp. 360-382.

40 戦争法の問題をとりあげることで国連が武力行使を正当なものとして認めるような印象を与えることを恐れていたことは、国連自身も言及している。U.N. Doc. A/7720 (1969), para. 19.

41 竹本正幸「武力紛争における人権の尊重—国際連合事務総長の報告書—(一)」『関西大学法学論集』第20巻第5号(1971年)72頁。

IV 展開—2つの国連事務総長報告書

1 1969年事務総長報告書 (A/7720)

(1) 1969年報告書の構成

国連総会からの要請に応える形で、翌年の1969年11月20日に国連事務総長報告書「武力紛争における人権の尊重 (Respect for human rights in armed conflicts) (A/7720)」(以下、1969年報告書)が作成・提出された⁴²。1969年報告書は、全5章から構成されている。

「武力紛争における人権の尊重

序論

第1章 人権分野における国連の目的及び活動と武力紛争における人権の尊重

第2章 武力紛争に関して人道的性格を有する国際文書の歴史的調査

第3章 人権分野における国連文書との関係での1949年ジュネーブ諸条約の諸相の考察

第4章 現存の国際条約のよりよい適用及び再確認と追加的な法的文書及びその他の措置の採用を通じたあらゆる武力紛争における人道の諸原則の尊重の確保のための手順

第5章 結論⁴³

1969年報告書では、武力紛争における国際人権法や国際人道法に関する議論に何らかの展開は生じていたのであろうか。

(2) 1969年報告書と「国際人道法」

1969年報告書では、1968年以降「武力紛争における人権」の問題に国連が関心を持つに至った経緯についての概要に加えて、関連する国際文書の

42 U.N. Doc. A/7720 (1969), *supra* note 40.

43 *Ibid.*, pp. 2-3.

詳細な歴史的検討や諸規定の考察がなされている。1969年報告書の研究対象は、武力紛争における現存の「国際人道法」の履行確保のためにとりうる措置であることは、本稿のⅡ及びⅢで既に考察した通りである。

実際に同報告書では、国際人道法がどのように扱われ、具体的にはどのような研究が行われたのだろうか。例えば、同報告書の第2章「武力紛争に関して人道的性格を有する国際文書の歴史的調査」において検討対象となっている国際人道法の文書は、1864年ジュネーヴ赤十字条約、1868年サンクト・ペテルブルク宣言、1874年ブリュッセル宣言、1863年米国陸戦訓令（リーバー法典）、1880年オックスフォード・マニュアル、1899年・1907年ハーグ平和会議採択諸条約、1906年ジュネーヴ赤十字条約、1923年空戦法規案、1925年ジュネーヴ毒ガス等禁止議定書、1929年ジュネーヴ赤十字条約・捕虜条約、1949年ジュネーヴ諸条約、1954年武力紛争文化財保護条約、関連する国連総会採択又は是認諸文書（核兵器使用禁止宣言、部分的核実験停止条約、宇宙条約、核兵器不拡散条約、アフリカ核非武装宣言、ラテン・アメリカ核非武装化宣言）である⁴⁴。

このように1969年報告書では、1968年テヘラン国際人権会議決議23で要請されたように、戦闘の手段及び方法に関するハーグ法及び武力紛争の犠牲者保護に関するジュネーヴ法の双方を含む現存の「国際人道法」について、その成立背景と概要が簡潔にまとめられた後、第4章においてそれらの現存の国際人道法の、よりよい実施や追加的立法についての検討が行われている⁴⁵。

（3）人権文書とジュネーヴ法の関係

さらに、1969年報告書について特筆すべきは、同報告書の第3章「人権分野における国連文書との関係での1949年ジュネーヴ諸条約の諸相の考

44 *Ibid.*, pp. 16-28, paras. 32-69.

45 *Ibid.*, pp. 39-69, paras. 109-227.

察」において、世界人権宣言及び2つの国際人権規約（社会権規約及び自由権規約）との関係で、1949年ジュネーヴ諸条約の主要な原則が検討されていることである⁴⁶。従って、管見の限りでは、国際人権法と国際人道法との関係が問題となったのは、1968年テヘラン国際人権会議ではなく、厳密には1969年の国連事務総長報告書（A/7720）においてであるということになる。

もっとも、武力紛争における人権文書の研究を行うこと自体は、国連総会から直接明示的に要請された事項ではない。にもかかわらず、いかなる理由によって1969年事務総長報告書では国際人権法と国際人道法との関係が検討されているのだろうか。

同報告書によれば、国連総会決議2444による要請は、武力紛争における「国際人道法」の履行確保や改定の問題をめぐる研究であったが、かかる問題を研究する前に、人権文書とジュネーヴ諸条約との比較を行うことが有用であるとの認識があったことが簡潔に示されている⁴⁷。なぜかかる認識が存在するに至ったか、その理由についての特段の明記はなく、また、かかる比較検討は一般的性格を有するものであって網羅的ではないとの留保がなされていることから、詳細な事情を同報告書から読み取ることができない。しかしながら、この第3章における検討部分は、国連が国際人権法と国際人道法との関係をどのように捉えていたのかを知る上で重要であると思われるため、以下詳細にみてゆくこととする。

1969年報告書の研究手法は、世界人権宣言・国際人権規約（自由権規約）・1949年ジュネーヴ諸条約（主に捕虜条約と文民条約）のそれぞれの文書における関連規定の逐条比較である。例えば、世界人権宣言第5条・自由権規約第7条・捕虜条約第13条・文民条約第32条を挙げて、それらの条文が拷問・非人道的取扱いについてどのように規定しているかを簡潔に

46 *Ibid.*, pp. 29-38, paras. 70-108.

47 *Ibid.*, p. 29, para. 70.

比較する研究手法を用いている⁴⁸。

比較対象となっている具体的な権利内容は、拷問・非人道的取扱いの他に、法の前における人としての承認、基本的権利の侵害に対する救済、逮捕・抑留又は追放の制限、公正な裁判を受ける権利、遡及処罰の禁止に及んでいる⁴⁹。各文書の関連条文規定の詳細については、下記の表にそれぞれ記載の通りである。

表 人権文書とジュネーブ諸条約の関連条文規定の比較

	世界人権宣言	自由権規約	捕虜条約	文民条約
拷問・非人道的取扱いの禁止	5	7	13	32
人としての承認	6	16	14	80
権利救済	8	2(3), 9, 14	78-108	41-43, 78, 101
恣意的逮捕・抑留	9	9	21	42, 78
恣意的追放	9	—	—	49
公正な裁判	10	14(3g), (7)	86, 99(2), 104-106	71-76, 112, 126
遡及処罰の禁止	11(2)	15	99	67, 126

(※『1969年報告書』29-30頁を基に筆者作成)

上述の他にも、報告書によれば、人権文書とジュネーブ諸条約の間には、健康に対する権利や人種、性、言語、宗教についての無差別などについて、関連しうる規定が存在するとしている⁵⁰。

このように、1969年報告書が行った比較検討は、形式的なものであり、武力紛争の事態において国際人権法と国際人道法がいかなる関係にあるかを検討したものではない。しかし、むしろ重要なのは、国連が武力紛争における国際人道法の実施に関する研究の過程で、発展しつつある国際人権

48 *Ibid.*, p. 29, para. 71.

49 *Ibid.*, pp. 29-30, paras. 70-77.

50 *Ibid.*, pp. 30-31, paras. 78-82.

法を参照するアプローチを採用したという事実であろう。すなわち、1969年報告書において、国連が初めて武力紛争における国際人道法と国際人権法の関係を形式的ながらも問題としたと考えられるのである。

国連事務総長報告書で用いられたかかる研究アプローチの是非及び評価については、後述の1970年報告書の検討の際に詳しく論じることとするが、類似の権利ごとに関連する条文規定を比較することは、国際人権法と国際人道法との間の異同の存在を認識することにつながり、こうした点に1969年報告書の研究の意義があるものと思われる。

2 1970年事務総長報告書 (A/8052)

(1) 1970年報告書の構成及び概要

国連総会は、1969年報告書を審議した後に、決議2597 (XXIV) で民族解放戦争における「文民や戦闘員の権利の保護の必要と、現存の人道法の条約及び規則のかかる紛争へのよりよい適用」に留意しつつ、国連事務総長に対して同研究の継続の要請を行った⁵¹。こうした国連総会からの再要請に応える形で、1970年9月18日に同題の国連事務総長報告書「武力紛争における人権の尊重 (A/8052)」(以下、1970年報告書)が作成・提出されたのである⁵²。

1970年報告書によれば、「武力紛争における人権の尊重」と題された2つの国連事務総長報告書 (A/7720及び A/8052) は、前編・続編といった関係にあり併せて通読される必要があるため⁵³、以下関連する部分については補足的に前者の1969年報告書 (A/7720) の内容も参照することとす

51 U.N. Doc. A/RES/2597 (XXIV) (1969).

52 U.N. Doc. A/8052 (1970). 同報告書の詳細な研究として、竹本正幸「武力紛争における人権の尊重—国際連合事務総長の報告書— (一) - (四・完)」『関西大学法学論集』第20巻第5号、第20巻第6号、第21巻第1号 (以上1971年)、第21巻第4号 (1972年)。

53 U.N. Doc. A/8052 (1970), *ibid.*, para. 1.

る。

先述したとおり、1970年報告書は、国連総会からの要請を受けて、具体的には武力紛争における「国際人道法」の履行確保に関する問題を主に扱い、かかる問題についての包括的な研究を行ったものである。同報告書は、全13章から成っており、その構成は以下の通りである。

「武力紛争における人権の尊重

第1章 序論

第2章 一般的考察及び指針

第3章 国際連合の後援の下で採択された人権に関する一般的な国際文書と武力紛争における人権の保護

第4章 文民の保護

第5章 国際的武力紛争における戦闘員の保護

第6章 捕虜の保護

第7章 一定の戦闘方法の禁止及び制限

第8章 内戦

第9章 ゲリラ戦

第10章 植民地支配と外国の支配下にある人民の解放及び自決のための闘争から生じる紛争における文民及び戦闘員の保護

第11章 武力紛争に関する人道規則の適用に対する国際援助及びその監督

第12章 人道法に関する国際条約及び諸規則のよりよい適用及び再確認

第13章 結論

附属書 I 人権の尊重に関する一般的規範の武力紛争への適用可能性⁵⁴

(2) 武力紛争における「国際人権法」の適用可能性

1970年報告書について特筆すべきは、その第3章や附属書 I において、武力紛争における「国際人権法」の適用可能性に関する問題が明示的に扱われていることである。すなわち、1968年テヘラン国際人権会議決議23や国連総会決議2444によって明示的に要請されていたのは、武力紛争における「国際人道法」の履行確保や改定の問題であったが、1970年報告書によ

54 *Ibid.*

れば、研究過程において人権に関する国際文書が平時と同様に武力紛争においても適用できるか否かについてなされた考察が、相当の関心を集めたことから、武力紛争時の国際人権法の適用可能性の問題が扱われることになったとされる⁵⁵。従って、管見の限りでは、国連が武力紛争における「国際人権法」の適用を初めて問題とし認めたのは、1968年テヘラン国際人権会議ではなく、1970年国連事務総長報告書（A/8052）においてであると考えられる。

それでは、1970年報告書では、武力紛争における国際人権法の適用可能性がどのように問題とされていたのだろうか。1970年報告書の第3章は、「国際連合の後援の下で採択された人権に関する一般的な国際文書と武力紛争における人権の保護」と題され、次のような見解が述べられている。すなわち、「国連の後援の下で採択された人権に関する国際文書は、あらゆる武力紛争にまき込まれたすべての人の権利を保護しており、それは、武力紛争の事態にのみ適用されることが明示的に意図されたジュネーヴ諸条約及びその他の国際文書の諸規定における保護を補完・強化し、且つ一定の範囲ではそれらを超えるものである。』⁵⁶としている。

また、「国連人権文書によって保障される保護の方が、武力紛争に関するジュネーヴ諸条約やその他の人道的文書から生じる保護よりも、より効果的で且つより広い場合がある。それは、実体面のみならず、その適用範囲や適用可能性にも関連する。』⁵⁷とし、具体的には、国際人権法は「（自由権規約）第4条第2項の逸脱が許容されない諸規定を含めて、平時と同様に戦時においても、また常時すべての場所で武力紛争の性格にかかわらず適用されることが意図されている。これに対して、ジュネーヴ諸条約の多くの規定の適用は、国際的武力紛争に限られており、国際的性質を有し

55 *Ibid.*, para. 16.

56 *Ibid.*, para. 20.

57 *Ibid.*, para. 24.

ない武力紛争は諸条約に共通の第3条によって規律されるが、一般的にみて内容も限られた保護しか与えていない。』⁵⁸と述べる。

加えて、「自由権規約やその他の人権文書は、一定の資格をもつすべての個人に適用され、その資格はジュネーヴ諸条約で規定される資格よりも制限が少ない。ジュネーヴ諸条約では、国籍や交戦者資格に関する基準が存在する。』⁵⁹と述べ、また、自由権規約第6条第5項（18歳未満又は妊婦の死刑）、第8条第1項及び第2項（奴隷及び奴隷取引の禁止）、第15条（遡及処罰の禁止）、第16条（人として認められる権利）、第18条（思想・良心・宗教の自由）を例示した上で、これらの権利はジュネーヴ諸条約には含まれないため、国際人権法上の保護内容が国際人道法を超えるものであるとの見解を示している⁶⁰。

以上を換言すれば、人権条約は、時間・場所・人・武力紛争の性質を問わず適用され、また、保障される権利の実体内容も豊富であることから、武力紛争において国際人道法よりも国際人権法の方がよりよい保護を与える可能性があるとの立場を1970年報告書はとっているのである。

さらに興味深いことに、同報告書の附属書Iでは、武力紛争への国際人権法の適用可能性が別途詳細に検討されている。その概要は次の通りである。まず同報告書は、武力紛争における人権条約の適用可能性を考察する上で鍵となる公の緊急事態における逸脱措置に関する自由権規約（第4条）、ヨーロッパ人権条約（第15条）、米州人権条約（第27条）の規定を挙げ、かかる場合にも逸脱が許容されない諸権利の検討を行っている⁶¹。また、自由権規約第4条では、他の2つの地域的人権条約とは異なり、逸脱条項に明示的な「戦争」の文言が存在しないことの意味について、「戦争」

58 *Ibid.*, para. 25.

59 *Ibid.*, para. 26.

60 *Ibid.*, para. 27.

61 *Ibid.*, Annex I, paras. 6-19.

を明示すると国連憲章第2条第4項で禁止された武力行使を容認しているとの誤解を招く恐れがあり、それを防止する趣旨で規約案から削除された経緯があったことを起草過程から確認している⁶²。

次に、逸脱条項との関係で解釈上も問題が生じる武力紛争時の「生命に対する権利」について分析を加えている⁶³。例えば、ヨーロッパ人権条約第15条第2項では、「本条の規定は、第2条（合法的な戦闘行為から生ずる死亡の場合を除く。）〔…〕から逸脱することを許すものではない。」としており、戦時の生命権は一定の場合には国際人権法の対象とならない可能性が存在する⁶⁴。これとは対照的に、自由権規約ではかかる戦時の合法的な戦闘行為から生じる生命権剥脱の除外が明示的に規定されていないが、同規約第6条の「恣意的に」の解釈が問題となる点を指摘し、「生命の喪失をもたらす武力紛争の過程でなされる戦闘行為で、戦争の法規慣例に違反しないものは、『恣意的』ではなく、自由権規約第6条によって禁止されていないのである」との結論を導いている⁶⁵。

以上を踏まえて、1970年報告書の附属書Iは、人権条約とジュネーヴ諸条約の比較を行うが、結論としては第3章と同様で、人権条約は時間・場所・人・武力紛争の性質にかかわらず適用され、国際人道法よりも国際人権法の方が武力紛争の際によりよい保護を与える可能性があるとの立場を、再度確認しているのである⁶⁶。

3 事務総長報告書の批判的考察

このように、1969年及び1970年の2つの国連事務総長報告書では、武力

62 *Ibid.*, Annex I, para. 10.

63 *Ibid.*, Annex I, paras. 20-31.

64 *Ibid.*, Annex I, para. 20.

65 *Ibid.*, Annex I, paras. 21-31.

66 *Ibid.*, Annex I, paras. 32-79.

紛争における国際人道法の研究を行う過程において、国際人権法と国際人道法の関係や、武力紛争時の人権条約の適用可能性が問題となっていたことが以上の検討から明らかとなった。

とりわけ、後者の1970年報告書では、1968年のテヘラン国際人権会議決議23や国連総会決議2444で要請されていた武力紛争における国際人道法の問題の研究に加えて、武力紛争における「国際人権法」の適用可能性の問題についても検討が行われていた。さらに、その結論においては、武力紛争時には国際人道法よりも国際人権法の方が、個人に対してより包括的かつ好ましい保護を与えることを確認する内容となっていることが、本稿の検討から導出された。

以上の国連事務総長報告書の研究について、学説からはどのような評価がなされていたのだろうか。例えば、1970年報告書について、竹本教授は、「国際連合が当初から大きな努力を払ってきた人権の国際的保障という観点から、その保護を平時だけでなく戦時にも拡大しようとするアプローチ」が同報告書ではとられている点が特徴的であるとし、とりわけ国連が「『武力紛争における人権の尊重』という形で交戦法規の問題をとりあげたことは、見逃してはならない重要な点であるといえる」と述べている⁶⁷。

しかしながら他方で、竹本教授は、同事務総長報告書のかかる研究アプローチについて問題点があることも同時に指摘されている。具体的には、ジュネーヴ諸条約一般を自由権規約と比較して、後者の保護が前者を超えるとすると批判がなされている。すなわち、竹本教授によれば、自由権規約第4条第2項で逸脱を禁止される条文は僅か7か条にすぎず、他方でジュネーヴ諸条約は専ら武力紛争における適用のために規定され、その条文数は429か条にも上るから、武力紛争時にはジュネーヴ諸条約の

67 竹本「前掲論文（一）」（注52）72-73頁。同様に1970年報告書の評価について、戸田五郎「人権法と人道法の交錯—覚書き—」『院生論集（京都大学大学院法学研究科）』第16号（1987年）4-8頁。

方がはるかに広い保護範囲を有することを指摘されている⁶⁸。

また、メイロヴィッツ (Henri Meyrowitz) は、「戦争法と人権の異質性からして、国連に反映されているような、戦争法の改定を人権の側から試みようとして様々な方面から説かれる考えは誤りである」⁶⁹と述べており、1960年代後半の国連における議論を厳しく批判している。同様に、ムスカ (Mario'n Mushkat) も、1960年代後半以降の国際人道法の発展過程において、国際人権法が援用されていることを批判しており、異なる2つの法体系について混乱が生じていると指摘して、なお平時法と戦時法の区別を維持する必要があることを主張している⁷⁰。

国連とは対照的に、学説からは国連のかかるアプローチについて批判的な見解が示されていることについては、どのように理解すればよいだろうか。以上のような見解の対立を受けて、以下では1960年代後半の国連における「武力紛争における人権」をめぐる議論の過程で生じた、国際人権法と国際人道法の関係や、武力紛争時の国際人権法の適用可能性について、若干の考察を行うこととする。

(1) 戦時平時二元論と戦争違法化の影響

伝統的な国際法秩序の下では、国際人権法は平時、国際人道法は戦時の適用が想定されていることを理由に、両法の分離的關係が主張されていた。元来、人権法は国家とその国民との間を規律する「平時法 (law of peace)」であり、武力紛争においては一般にその適用が制限されていた。他方で、国際人道法は「戦時法 (law of war)」の系譜に属するものとして、

68 竹本「前掲論文(四・完)」(注52) 88頁。

69 H. Meyrowitz, *supra* note 33, pp. 1104-1105.

70 M. Mushkat, "The Development of International Humanitarian Law and the Law of Human Rights," *German Yearbook of International Law*, Vol. 21 (1978), pp. 151-152, 158.

主に戦時や武力紛争時に適用されるものとされていた。こうした理解の背景には、かつては戦争状態を理由に、交戦国間では外交関係や平時を前提とする条約関係が停止又は終了され、戦時国際法の適用に代替されたことなどが指摘できる⁷¹。伝統的国際法の下では、少なくとも第二次世界大戦までの時期においては、国際法の体系は、平時国際法と戦時国際法という名称にも表れるように二元的な構造を有するものであったと考えられる。

もっとも、現代国際法の文脈では、戦争が一般に違法化され禁止されていることから、かつての戦時国際法の存在基盤は失われ⁷²、戦争それ自体を理由として両法の分離的關係を説明することは、理論的にも概ね困難とされてきている。また、第二次世界大戦後は、人権や人道に関する一般的な多数国間条約が相次いで成立したことから、条約レベルでの両法の關係性を論じる基盤が実質的に生じた。それ故、国連憲章成立後の現代国際法の枠組みにおいては、武力紛争における人権条約の適用可能性という文脈において、平時の国際人権法と戦時の国際人道法の關係が専ら扱われてきているのである。

それでは、国連が国際人道法の履行確保や改定の文脈において国際人権法を援用する傾向や、武力紛争における国際人権法の適用可能性を論じることについては、どのような評価を行うことができるだろうか。

例えば、メイロヴィッツは、戦時における国際人権法の適用可能性を以下の理由から否定している⁷³。まず、平時の国際人権法の諸規則は、戦時

71 戦争概念をめぐる学説整理については、田中忠「武力規制法の基本構造」村瀬信也・奥脇直也・古川照美・田中忠著『現代国際法の指標』（有斐閣，1994年）266-271頁。

72 田中「同上」264頁。我が国においても、戦争法や武力紛争の研究そのものが「平和憲法」の下でタブー視される傾向すら存在していたとされている。

73 H. Meyrowitz, *supra* note 33, pp. 1079-1180. メイロヴィッツ自身は、人権法が「戦時に (*en temps de guerre*)」適用されるか否かのみならず、「戦争との関係で (*aux rapports de guerre*)」適用可能か否か検討する必要があると述べている。

における交戦国とその敵国民との間では適用されないと主張している⁷⁴。また、自由権規約第4条第1項が「戦争」の文言を用いていないことや、同条に基づく措置が「締約国が国際法に基づき負う他の義務に抵触してはなら」ないとしていることから、国際人道法が適用される場合にそれと抵触する国際人権法が同時に適用されることはなく、両法の重複適用は存在しえないと指摘する⁷⁵。他にも、自由権規約第2条は、各締約国は「その領域内にあり、かつ、その管轄の下にある」すべての個人に対し、同規約で認められる権利を保障する義務を負うとしており、締約国の領域外（占領等）では適用されないと述べる⁷⁶。

以上を換言すれば、メイロヴィッツは、戦時における国際人権法の適用を次の4つの側面から否定しているものと考えられる。第一は、国際人権法の人的適用範囲の問題であり、人権条約は通常は締約国とその国民との関係を規律するため、戦時や占領の場合の領域外の「外国人（敵国民）」には適用されないと主張である。第二は、国際人権法の時間的適用範囲についてであり、そもそも人権条約は明文上も「戦時」を想定していないことから、戦争との関係で人権条約は適用されないと主張である。第三は、義務の抵触の観点からであり、人権条約において締約国が負う他の義務に国際人道法が含まれば、それと抵触する国際人権法の適用については問題が生じるとの主張である。また、第四は、国際人権法の場所的適用範囲であり、国際人権法はそもそも戦争や占領が生じるような「領域外」に適用されないと主張である。

メイロヴィッツによるこれらの主張は、いずれも武力紛争における国際人権法と国際人道法の関係について、前提的かつ核心的な論点を提示するものであると考えられる。なぜなら、そもそも戦争や武力紛争において国

74 *Ibid.*, pp. 1079-1180.

75 *Ibid.*, p. 1085.

76 *Ibid.*, pp. 1087-1090.

際人権法が適用されなければ、両法の「関係」の問題は少なくとも実定法解釈上は生じないからである。

(2) 規範枠組と保護法益

また上述とは異なる観点から、各法体系にみられる内在的な違いに着目した議論も存在している。すなわち、国際人権法と国際人道法は、それぞれ独自の規範枠組と保護法益を有しているという観点からも、分離的關係がなお有力に主張されている。この点について、メイロヴィッツは、次のように説明している。国際人権法は、個人とそれが属する国家との関係を規律する法であり、その保護法益は当該個人に還元される性質のものであるのに対して、国際人道法は、戦時における国家構成員たる個人の権利義務関係を規律する法であり、受益者たる個人が属する国家の利益が保護法益である点で両法は異なるとしている⁷⁷。同様に、ドレイパー (Gerald Irving A. Dare Draper) も、「敵対行為と統治行為 (国家と国民の関係) は異なる」として、両法の関係性を否定している⁷⁸。

こうしたメイロヴィッツやドレイパーの主張は、各法の存立基盤にもかかわる本質的な論点を提示するものであると考えられる。すなわち、国際人権法は、国家や社会に対していわば一方的に義務を課すことで当該個人の権利が保障されることを確保するものである。他方で、国際人道法は、対等な関係にある国家間の相互主義的な基盤において履行確保がはかられ、軍事的必要性和人道的考慮のバランスの上に成り立ち、捕虜や文民に還元される保護法益はまさに交戦相手国の国家主権に他ならないからである。

このような違いは、各法の実施基盤や実施制度にもみることができる。国際人権法上の国家の義務は、諸国家間の相互主義的な利益を実現するた

⁷⁷ *Ibid.*, pp. 1095-1101.

⁷⁸ G. I. A. D. Draper, "Humanitarian Law and Human Rights," *Acta Juridica* (1979), pp. 193, 205.

めではなく、個人の基本的人權の尊重及び確保という普遍的価値（対世的義務）の実現にあるとされる。これに対して、国際人道法は伝統的に交戦者間の相互主義を基盤として履行確保がなされてきた分野である⁷⁹。もっとも、国際人道法においても、内戦の場合には一方当事者が国家ではないことから、相互性が希薄な場合も存在している。

加えて、被害者個人の請求権という観点からは、国際人権法では国家と個人の関係が常に司法審査の下で保障され、被害者個人が権利回復のために利用可能な多様な救済制度が設けられている。これとは対照的に、国際人道法違反による被害者個人に対しては、かかる個人が加害国に対して直接に救済を求めるための国際的手続は存在しないのである⁸⁰。一国内の裁判所においても、例えば第二次世界大戦中の日本の行為により被害を受けた個人が、陸戦の法規慣例に関するハーグ条約違反を根拠として日本政府に対する損害賠償請求訴訟を行っているが、同条約3条は国際法上個人に請求権を認めるものでないことが判示されてきている⁸¹。国際法は原則として主権国家間に妥当する法であり、国際法上の規則は第一義的には国家

79 武力紛争法の履行確保における相互主義の検討については、西村弓「武力紛争法の履行確保—相互主義と復讐」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』（東信堂、2004年）688-692頁。R. Provost, "Reciprocity in Human Rights and Humanitarian Law," *British Yearbook of International Law*, Vol. 65, No. 1 (1994), pp. 383-454.

80 H.-J. Heintze, "On the Relationship between Human Rights Law Protection and International Humanitarian Law," *International Review of the Red Cross*, No. 856 (2004), p. 800. もっとも人権機関ではあるが、ヨーロッパ人権裁判所では、個人が直接に国家に対してヨーロッパ人権条約上の権利侵害を理由に申立てを行えることから、かかる文脈で実質的に武力紛争関連の救済が扱われる場合がある。Cf. *Isayeva, Yusupova and Bazayeva v. Russia*, ECtHR, (Applications Nos. 57947/00, 57948/00 and 57949/00) Judgment, 24 February 2005; *Isayeva v. Russia*, ECtHR, (Application No. 57950/00) Judgment, 24 February 2005.

81 森川幸一「ハーグ陸戦条約三条と個人の請求権」『ジュリスト』1157号（1999年）279-281頁。カルスホーベン教授や小寺彰教授他の意見書については、藤田久一他編『戦争と個人の権利 戦後補償を求める旧くて新しい道』（日本評論社、1999年）。

間の権利義務を定めているのである⁸²。

そもそも、国際人権法と国際人道法を分離的に捉える立場は、伝統的な国際法の下では主流であったと考えられる。当時のそれは、積極的に分離を唱える立場として認識されていたというよりも、むしろ戦時・平時の二元的な国際法構造の下では両法の適用関係がそれほど問題とされなかったという消極的な理由によるものであると推察される。しかしながら、第二次世界大戦後は、人権や人道に関する多数国間条約が相次いで成立したことで、両法を条約関係に還元した議論の基盤が生じた。また1960年代以降は、国連の場での「武力紛争における人権」の議論が注目されたこともあり、それを批判する形で伝統的議論枠組を維持する観点から学説上も分離説が意識的に主張されてきた傾向があると考えられる。

(3) 国際司法裁判所における展開

こうした国際人権法と国際人道法の分離的關係を主張する立場は、学説のみならず、国際裁判の過程においてもしばしば現れてきている。例えば、国際司法裁判所 (ICJ) は、1996年の「核兵器の威嚇又は使用の合法性」に関する勧告的意見において、次のように述べている⁸³。

「市民的政治的権利に関する国際規約の保護は、国家の緊急時に一定の条項からの逸脱が許容される同規約第4条による場合を除き、戦時にも停止されない。しかし、生命に対する権利についてはその限りではない。原則として、恣意的に自己の生命を剥奪されない権利は、敵対行為においても適用される。何が恣意的な生命の剥奪に当たるかについては、特別法として適用可能な、敵対行為の遂行を規制するための武力紛争に適用可能な法に従って判断されるものである。従って、戦争行為における特定兵器の使用を通じての特定の生命の損失が同規約第6条に反する恣意的な生命の剥奪と考えられるか否かは、武力紛争に適用可能な法を参照することによ

82 山本草二『国際法〔新版〕』（有斐閣、1994年）30-32頁。

83 *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion, I.C.J. Reports 1996, p. 226, para. 25.*

てのみ判断され、同規約それ自体の文言から引き出されるものではない。⁸⁴

このように ICJ は、戦時の国際人権法（自由権規約第6条）の適用可能性を肯定しながらも、続けて、「何が恣意的な生命の剥奪に当たるかについては、特別法（*lex specialis*）として適用可能な、敵対行為の遂行を規制するための武力紛争に適用可能な法に従って判断されるものである。」⁸⁵と述べて、特別法（*lex specialis*）としての国際人道法が国際人権法に優先して適用されるとの立場を示したのである。このことは、何を意味するだろうか。戦時の国際人権法（自由権規約第6条の生命権）を解釈する上で、なお武力紛争に適用可能な国際人道法を参照する必要があるのはなぜであろうか。

また、2004年「パレスチナ占領地域における壁建設の法的帰結」に関する勧告的意見の際に⁸⁶、イスラエルは、人権条約は平時に市民をその政府から保護するために適用されるものであるから、ヨルダン川西岸やガザ地区のような武力紛争の状況には適用されないとして分離説の理解に基づく主張を行っている⁸⁷。本件におけるイスラエルの立場や、米国の立場にみられるような「一貫した反対国」の実行からも、分離説の妥当性は現代国際法の文脈においてもなお完全には排除されるものではないことがうかがえる。

加えて、本件において ICJ は、国際人道法と国際人権法の関係について、

84 *Ibid.*, para. 25.

85 *Ibid.*

86 *Legal Consequence of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory, Advisory Opinion, I.C.J. Reports 2004*, p. 136. なお、EJIL と AJIL では本件についての特集が組まれている。Symposium: The Wall, *European Journal of International Law*, Vol. 16, No. 5 (2005); Agora: ICJ Advisory Opinion on Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory, *American Journal of International Law*, Vol. 99, No. 1 (2005).

87 *Ibid.*, para. 102.

以下の3つの場合、すなわち、①排他的に国際人道法の対象となる諸権利、②排他的に人権法の対象となる諸権利、③両法の対象となる諸権利が存在するとし、本件パレスチナ占領地域における壁建設の法的帰結を検討するためには、国際人権法に加えて「特別法 (*lex specialis*)」としての国際人道法を考慮しなければならないと述べている⁸⁸。本勧告的意見で ICJ が示したかかる3つの類型は、国際人権法と国際人道法の関係をいわば形式的に捉えるものであって、いかなる条件の下で妥当するかについてまで答えるものではないため、未だ仮説の域を出ない。なお、ICJ は「核兵器の威嚇又は使用の合法性」に関する勧告的意見の際と同様に、本件においても国際人道法を「特別法 (*lex specialis*)」と表現したが、それがいかなる意味で用いられているのかについては不明確なまま残ったといえる⁸⁹。

さらに、2005年の「コンゴ領における軍事活動」事件（コンゴ民主共和国対ウガンダ）判決において、ICJ は初めて争訟事件という形で武力紛争における国際人権法と国際人道法の検討を行っている⁹⁰。ICJ は、上述の「パレスチナ占領地域における壁建設の法的帰結」に関する勧告的意見を引用しつつ、次のように述べている。

「裁判所は、最初に、2004年7月9日のパレスチナ壁事件勧告的意見における国際人道法と国際人権法の関係および自国領域外への国際人権法文書の適用可能性の問題について述べる機会を有することを想起する〔…壁事件パラ106引用〕。従って裁判

88 *Ibid.*, para. 106.

89 用語の一般的な理解では、*lex specialis derogate lege generali*（特別法は一般法を破る）の法諺として、複数の法規則が同一事項を規律する場合の解釈規則を意味するものである。国際法における同議論については、Report of the International Law Commission's Study Group, Finalized by Martti Koskeniemi, "Fragmentation of International Law: Difficulties Arising from the Diversification and Expansion of International Law," U.N. Doc. A/CN.4/L.682 (2006).

90 *Case concerning Armed Activities on the Territory of the Congo (DRC v. Uganda), Merits, Judgment, I.C.J. Reports 2005*, p. 168, paras. 215-221.

所は、国際人権法および国際人道法という国際法の両分野が考慮されるべきことと結論する。裁判所はいつそう、国際人権文書は、『自国の領域外での管轄権行使における国家の行為に関して』、すなわち、占領領域においても適用可能であると結論する。』⁹¹

このように、本件において ICJ は、国際人権法と国際人道法の関係について、「パレスチナ占領地域における壁建設の法的帰結」に関する勧告的意見で示された3つの類型を踏まえつつも、いずれに該当するかとの議論には進まず、一般的に国際人権法と国際人道法という国際法の双方が考慮されるべきとの結論を導いている。なお、本件判決において留意すべきは、上述の「核兵器の威嚇又は使用の合法性」や「パレスチナ占領地域における壁建設の法的帰結」に関する勧告的意見とは異なり、国際人道法が国際人権法との関係で「特別法 (*lex specialis*)」であるとの箇所が実質的に除かれていることである。しかしながら、その理由については、ICJ によって何ら述べられていないため、なお不明なまま残されたといえよう。

以上のように、1960年代後半の「武力紛争における人権」をめぐる議論の過程で国連が用いたアプローチとは対照的に、学説や判例では、法的枠組や保護法益、妥当基盤の観点から国際人権法と国際人道法の違いを維持する必要性が説かれ、また武力紛争の文脈では特別法 (*lex specialis*) としての国際人道法が国際人権法に優先して適用されるとの立場が存在していることが明らかとなった。こうした主張の存在意義はなお失われることのないものであるが、他方で、現代国際法の文脈では、武力紛争時の国際人権法の適用可能性を肯定する議論も有力であり、従来の議論枠組みである分離説のみでは武力紛争における国際人権法と国際人道法の間を理論上も十分に説明しきれない場合も存在してきているものと思われる。

91 *Ibid.*, para. 216.

V おわりに

以上、本稿は1960年代後半の国連における議論の整理を通して、「武力紛争における人権」の概念を明らかにし、また、国際人権法と国際人道法との関係をめぐる議論の起源と射程を明らかにすることを目的とするものであった。検討の結果、本稿では次のことがそれぞれ明らかとなった。

第一に、1968年のテヘラン国際人権会議決議23及び国連総会決議2444において、「武力紛争における人権」の表題の下で実際に扱われていたのは、いずれも武力紛争における「国際人道法」の履行確保や追加の条約作成又は改定の問題であり、国際人権法と国際人道法の関係や、武力紛争における人権法の適用の問題は何ら言及されていなかった。

第二に、国連総会からの要請に応える形で作成された1969年国連事務総長報告書「武力紛争における人権の尊重」(A/7720)では、国際人権法と国際人道法の関係が形式的ながらも問題とされた。管見の限り、国際人権法と国際人道法の関係が問題となったのは、1968年テヘラン国際人権会議ではなく、厳密には、1969年国連事務総長報告書(A/7720)においてであったことが明らかとなった。具体的には、同報告書の第3章「人権分野における国連文書との関係での1949年ジュネーヴ諸条約の諸相の考察」において、世界人権宣言及び国際人権規約との関係で、1949年ジュネーヴ諸条約の主要な原則が検討されていた。2つの法規範の関係は、第二次世界大戦後、世界人権宣言及び国際人権規約の採択や1949年ジュネーヴ諸条約の採択を受けて実質的には生じたものであると考えられるが、同時期に形式的ながらも国連が同問題を扱ったことは重要な契機であったといえよう。

第三に、国連総会からの再要請に応じて作成された1970年国連事務総長報告書「武力紛争における人権の尊重」(A/8052)では、武力紛争における「国際人権法」の適用の問題が扱われたことが明らかとなった。管見の

限り、国連が武力紛争における「国際人権法」の適用を初めて認めたのは、1968年テヘラン国際人権会議ではなく、1970年国連事務総長報告書(A/8052)においてであると考えられる。具体的には、同報告書の第3章及び附属書Iにおいて、人権条約は、時間・場所・人・武力紛争の性質を問わず適用されるため、国際人道法に比べると国際人権法の方が武力紛争時に好ましい保護を与える可能性があるとの立場を示すものであった。

もっとも、国連のかかるアプローチに対しては、学説から批判的な評価も寄せられており、その後の国際判例における判断内容も考慮しつつ、より詳細かつ慎重な検討が必要となっていることも併せて考察した。

以上のように、1960年代後半の国連では「武力紛争における人権」の概念を介して、武力紛争時の「国際人道法」の実施をめぐる議論が開始され、また、その後の国連事務総長による「武力紛争における人権の尊重」の研究過程で、平時の人権保護を武力紛争時にも援用する試みがなされ、かかる議論過程において国際人道法と国際人権法の関係を論じる場が生じていたことが本稿の検討から明らかになったといえる。

カルスホーベン (Frits Kalshoven) も指摘するように、国連が1960年代後半から「武力紛争における人権」の名の下に国際人道法の発展に関心を寄せ始めたことは、国際人権法と国際人道法の関係にとって重要な転機であったことは言うまでもない⁹²。しかしながら、より厳密に言えば、国連の場で扱われたのは、武力紛争における国際人道法の履行確保や改定の必要性、又は、国際人権法の適用可能性のいずれかであり、両法の実質的な「関係」についてはそれほど問題とされていなかったことが伺える。

なお、国連における「武力紛争における人権」とその尊重をめぐる議論は、その後の1971年政府専門家会議でも引用され、国際人道法の改定や1977年追加議定書の採択へ重要な影響をもたらした側面があることは留

92 F. Kalshoven and L. Zegveld, *Constraints on the Waging of War*, 3rd edition (ICRC, 2001), pp. 19-36; 藤田『前掲書』(注30) 315頁。

意すべきであろう。実際に、上述の国連での議論と並行する形で、赤十字国際委員会も国際人道法の再確認と発展の作業を進め、1971年と1972年に政府専門家会議が召集された。これらの準備作業に基づいて開催された1974-77年国際人道法外交会議の成果は、国際的武力紛争と非国際的武力紛争に適用される2つの追加議定書として結実している⁹³。

同外交会議の過程で採用された「国際人道法」という用語の意味は、その性質上明らかに人道的な武力紛争の規則、すなわち人間並びにそれに不可欠な財産を保護する規則を指す⁹⁴。それ故、国際人道法には、ジュネーブ条約のみならず、人道的理由から、敵対行為の遂行や兵器の使用、戦闘員の行動や復讐の行使に際しても遵守すべき限界を定めた条約や慣習法、並びにこれらの規則の適切な適用を確保するための規則（監視や刑事制裁）を含むとされている。このように、国際人道法の側からみても、ジュネーブ諸条約の改定過程において、新たにハーグ法の要素や人権法・刑事法にみられるような詳細な司法的保障の要素が含まれていることがわかる。以上のような流れの中で、かつての戦争法に代わって国際人道法の用語が用いられるようになった背景には、戦争違法化の影響のみならず、「武力紛争における人権」をめぐる今日の問題状況があるとも考えられ⁹⁵、こうした点も踏まえて国際人権法と国際人道法の関係を探究することを今後の課題としたい。

93 竹本正幸「一九四九年八月一二日のジュネーブ諸条約に追加される二つの新議定書」『関西大学法学論集』第27巻第6号（1978年）、同「一九四九年ジュネーブ諸条約に追加される二つの議定書について（一）（二・完）」『国際法外交雑誌』第77巻第2号、第77巻第3号（1978年）。

94 なお、「人道法」の用語が初めて用いられた時期については、1950年代初頭に赤十字国際委員会がジュネーブ諸条約を指すために初めてこの言葉を用いたとの見解もある。D. Schindler, "Human Rights and Humanitarian Law: Interrelationship of the Laws," *The American University Law Review*, Vol. 31, No. 1 (1982), p. 935.

95 藤田久一「武力紛争における人権」『国際問題』第221号（1978年）2-17頁。